本資料は、令和 8 年 9 月時点の要求水準や参加資格等を取りまとめて作成した実施方針であり、令和 8 年 10 月に公告を予定している入札説明書等では、今後の市議会の意見等を踏まえ記載内容が異なる可能性がある。

中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業

実施方針

2026 年（令和 8 年）9 月

広島市

目　次

第１章　　実施方針の位置付け ……1

第２章　　本事業の目的等 ……1
１　　事業名称 ……1
２　　公共施設の管理者の名称 ……1
３　　事業の目的 ……1
４　　事業の基本的な考え方 ……1

第３章　　本事業の概要 ……2
１　　施設概要 ……2
２　　事業期間 ……2
３　　事業方式 ……3
４　　事業範囲 ……3
５　　事業金額 ……3
６　　施設整備及び維持管理・運営の内容 …… 4
７　　公の施設の配置及び管理等について …… 7
８　　法令等の遵守 ……7
９　　契約形態 ……7
１０　支払い等の条件 ……8

第４章　　事業者の募集及び選定に関する事項 ……9
１　　事業者の募集及び選定方法 ……9
２　　募集及び選定スケジュール（案） ……9
３　　審査及び落札者の決定 ……10
４　　入札等参加者の資格等 ……10
５　　入札等参加者に求めること ……19
６　　本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加……19

第５章　　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項……20
１　　リスク分担の基本的な考え方 ……20
２　　予想されるリスクと責任分担 ……20

第６章　　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項……22

第７章　　その他事業の実施に関し必要な事項 ……22
１　　議会の議決 ……22
２　　情報提供 ……22

第１章　実施方針の位置付け

中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業 実施方針（以下「実施方針」という。）は、広島市（以下「本市」という。）が、設計・建設（Design-Build）の一括発注と、維持管理・運営等（Operate）の一括発注を包括して行う方式（以下「DBO 方式」という。）で発注する「中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業」（以下「本事業」という。）について、令和 8 年 10 月に予定している総合評価一般競争入札等の公告に先立ち、事業参入に向けた検討を促すための資料として、事業内容や募集方法、スケジュール、リスク分担等に関する考え方をまとめたものである。

第２章　本事業の目的等

１　事業名称

中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業

２　公共施設の管理者の名称

広島市長　松井 一實

３　事業の目的

中央公園ファミリープールは、開園から 47 年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後も機能を維持する場合に、大規模な施設更新が必要な状況となっている。また、市内中心部にありながら、夏季の２か月間しか利用されておらず立地優位性が十分発揮される空間になっていないことや現在のこどもの遊び場のニーズに対応できていないことが課題となっている。

本事業は、これらの老朽化等の諸課題の解決を図るため、プール機能及び屋内遊び場・遊び体験施設等の新たな施設を整備することにより、将来にわたり市民に親しまれ、広島の都心にふさわしい魅力ある公園空間を形成することを目的とする。

４　事業の基本的な考え方

本事業が目指す姿（ビジョン）は以下のとおりである。

おもいっきり“からだ”を動かして遊べる『ファミリーパーク』

１年中“いつでも楽しい”屋内外の遊び場
夏の風物詩でもあるファミリープールの“継承”と“進化”
エリアにとどまらず周辺の施設とも連携した“遊びや体験を通じて学べる空間”

第３章　本事業の概要

１　施設概要

(1) 事業場所

広島市中区基町４番

(2) 対象地の概要

（中央公園）

項目		概要
所在地		広島市中区基町
	種別	都市公園法に基づく都市公園（総合公園）
	面積	約 427,600 ㎡

（ファミリープールエリア）

項目	概要
敷地面積	約 18,000 ㎡（駐車場含む。）
用途地域	市街化区域、第二種住居地域
建ぺい率、容積率	60%/200%
防火地域・準防火地域	準防火地域
都市施設	5・6・302 号中央公園
高度地区	原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第２地区）
景観計画関係	・景観計画重点地区（広島城・中央公園地区） ・リバーフロント・シーフロント地区（リバーフロント地区）のエリア ・原爆ドーム北側眺望景観保全エリア（第二エリア）
立地適正計画	・高度都市機能誘導区域（都心型） ・居住誘導区域
その他区域	・都市再生緊急整備地域 ・広島駐車場整備地区 ・宅地造成等工事規制区域

２　事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設等請負工事契約及び指定管理業務基本協定（以下「事業契約」という。）締結日から令和 34 年 3 月 31 日までとする。

区分	期間
施設整備期間 （開業準備期間含む。）	事業契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日
供用開始日	令和 14 年 4 月 1 日
維持管理・運営期間	令和 14 年 4 月 1 日～令和 34 年 3 月 31 日（20 年間）

※維持管理・運営期間については、提案による開始日を前倒しすることができる。
ただし、エリア内の施設の一部だけを前倒しして供用開始することはできないものとする。
また、この期間については、令和 9 年 9 月の指定管理者の指定により決定する。

3　事業方式

本事業については、設計から管理運営までを一体的に行う DBO 方式で実施する。

本施設の維持管理・運営業務については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者制度を適用する。

4　事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとし、詳細は入札公告の際に示す。

業務内容		
施設整備業務	設計業務	・事前調査業務 ・設計業務（基本設計・実施設計） ・各種許認可申請等の手続業務
	建設・工事監理業務	・建設業務 ・工事監理業務 ・什器・備品の調達業務 ・各種申請等の業務 ・引渡し業務
維持管理・運営業務	維持管理業務	・施設管理 ・建築設備保守管理業務 ・清掃業務 ・警備業務 ・外構・植栽管理業務 ・プールの水質管理業務 ・備品管理 ・施設修繕
	運営業務	・有料公園施設の利用許可等 ・利用料金の収受等 ・プール施設の管理運営 ・屋内遊び場等施設の管理運営 ・駐車場等の管理 ・公園利用者への指導・啓発、案内及び苦情・要望への対応 ・利用促進策の実施 ・災害時の対応
自主事業	自主事業	・市が必須とする自主事業 ・その他提案施設に係る整備・運営業務等

5　事業金額

本事業における事業金額（税込）は以下のとおりとする。

事業金額の上限額	施設整備費の予定価格	指定管理料の上限額
約７０．３億円	約６７．１億円	約３．２億円

なお、施設整備費は、契約時点（令和 9 年 10 月）までの一定の物価上昇を見込んだ額、指定管理

料は令和９年度までの一定の物価上昇を見込んだ額であり、これ以降に物価変動があった場合は、スライド制度等により別途対応する。

6　施設整備及び維持管理・運営の内容

(1) 導入する施設・機能

事業者は、本件施設に次の機能を導入すること。なお、以下に示すもの以外の施設・機能については、事業者の提案によるものとする。

ア　プール機能（仮設プールを含む。）

流れるプール、ウォータースライダー及び乳幼児用のプールを整備するとともに、親水機能を備えること。

イ　１年中、思いっきり体を動かして「遊べる」、「体験できる」機能等

大型遊具、大屋根などの日差しや雨を防ぐ機能並びに屋内遊び場・遊び体験施設（以下「屋内遊び場等施設」という。）を整備し、季節や天候にかかわらず、こどもが１年を通じて遊び、体験し、学ぶことができる空間とすること。

導入施設・機能	
○プール機能（仮設プールを含む） ・流れるプール ・ウォータースライダー ・乳幼児用のプール ・親水機能	○　１年中思いっきり体を動かして 「遊べる」、「体験できる」機能等 ・大型遊具 ・大屋根など、日差しや雨を防ぐ機能 ・屋内遊び場等施設

(2) 施設整備に関する要求水準

ア　主な基本条件

・新たに整備するプール施設（以下「プール施設」という。）は、原則として、プール施設利用者以外の立ち入りができないよう、囲い（セキュリティライン）を設けることとし、プールの営業期間中の入退場の管理や、営業期間外の安全確保がしやすい計画とすること。なお、夏季とそれ以外の季節でセキュリティラインを変更することは可能とする。

・ファミリープールエリア内の各施設が相互に利用しやすい施設配置・動線とすること。

・ファミリープールエリアと中央公園内の他の施設とのアクセス性に配慮すること。

・ファミリープールエリアと河川敷との往来を可能とし、河川敷の桜並木を生かした施設配置とすること。

・ファミリープールエリア内の各施設は、近隣の類似施設と差別化を図り広島広域都市圏からも訪れたくなるような魅力的な施設とすること。

・プール施設は、子育て世代を中心としたファミリー層や中学・高校世代の若者を主な対象とし、事業者が提案する目標利用者数や１日のピーク時間帯の利用者数に対応できる適切な合計水面積を確保する提案とすること。

イ　主な施設の要求水準

施設	主な要求水準
流水プール	・流水プールは本設とすること。
ウォータースライダー及び着水プール	・ウォータースライダー及び着水プールは本設とすること。 ・プール施設の目玉となり、来園者の来訪動機となるような、魅力的な施設を提案すること。 ・スライダーの数、長さ、形状等は、事業者の提案によることとするが、想定する同時最大利用者数を踏まえ、混雑の緩和が図られる規模及び系統数とすること。
乳幼児用プール	・乳幼児用プールは本設・仮設のどちらでも可とする。 ・乳幼児及びその保護者が安全かつ安心して利用できるプールを整備すること。
親水機能	・水深の浅い親水機能（じゃぶじゃぶ池、床面噴水等）を本設で整備すること。 ・親水機能は、無料で水遊びができる環境を基本とし、夏季に付加価値をつけた運用とすることにより、セキュリティライン内のプール施設として運営することも可能とする。 ・形式は事業者の提案によることとするが、乳幼児が安全に利用できる水深及び構造とすること。
その他プール施設	・プール施設をこどもたちにとって魅力的な施設とするよう上記以外の機能を提案すること。 ・その他プール施設は本設・仮設どちらでも可とする。 ・夏季以外の季節にエリアを有効活用するために、仮設プール（仮設式プール、エアープール、エアースライダー等）を積極的に活用する提案をすること。
プール施設内飲食物販施設	・プール営業期間内にプール利用者が利用できる飲食物販施設を設置すること。 ・飲食の販売に必要な厨房機能を設けること。 ・上記の飲食物販施設に加えて一部仮設や移動販売車などによる飲食・物販の提供を可能とする。 ・レイアウト等を考慮して、プール利用者以外のファミリープールエリアの利用者への飲食・物販の提供が可能な施設の提案も可能とする。
屋内遊び場等施設	・屋内遊び場等施設の延べ床面積は 1,500 ㎡以上とし、構造、階層、遊具等は提案とする。なお、屋内遊び場等施設は管理施設と合築を可能とする。 ・思いっきり体を動かして遊べる施設とすること。 ・乳幼児から小学校高学年程度までを主な対象とした遊具等を整備すること。 ・遊具による遊び場以外にこども向けの体験イベント等ができるスペースを設けること。
屋外の大型遊具及びその他遊具	・こどもたちが思いっきり体を動かして、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような大型遊具を設置すること。 ・大型遊具は、一年を通じて、ファミリープールエリアの利用の促進を図り、来園者の来訪動機となる魅力のあるものとすること。 ・一部の遊具は、インクルーシブ遊具とし、利用者の体格差等に応じて安全に遊べるよう、対象年齢や体格等に配慮したゾーン分けを行うこと。

(3) 維持管理・運営に関する要求水準

ア　業務の目的

維持管理業務は、施設の供用開始から指定管理期間の終了までファミリープールエリアの利用者が安全に施設を利用できるよう、施設の機能及び性能を維持することを目的とし、運営業務は、ファミリープールエリアの利用者が安心できる空間と魅力的なサービスを提供し、賑わいと地域活性化の拠点を創出することを目的とする。

イ　供用日・供用時間

ファミリープールエリアにおいては、有料公園施設以外は供用日及び供用時間を定めていないため、特段の理由がない限り、有料公園施設以外は年間を通じて、終日、人の往来が可能な状態とすることを基本とする。ただし、屋外トイレなどの一部施設の夜間利用については、市と協議の上、決定する。

(ｱ) 有料公園施設

次の供用日及び供用時間を踏まえて、施設ごとに供用日及び供用時間を提案すること。

有料公園施設名	供用日	供用時間
プール施設	７月１日から８月３１日まで	午前９時から午後６時まで （入園は午後５時まで）
屋内遊び場等施設	１月４日から１２月２８日まで	午前９時３０分から 午後５時まで
駐車場	１月１日から１２月３１日まで	午前零時から 午後１２時まで

(ｲ) 留意事項

事業者は、有料公園施設の供用日及び供用時間を提案し、市と協議の上、供用日及び供用時間を定めるものとする。

ウ　有料公園施設等の利用料金

有料公園施設の利用料金については、次の各施設の利用料金の考え方を踏まえて提案すること。

(ｱ) 利用料金の考え方

a　プール施設

・プール施設は、１回当たりの料金を提案すること。
・近年公共により整備した類似施設と比較して妥当な水準とすること。
・市民アンケート結果（新たなプールの料金設定について 1,000 円から 1,500 円までを許容する人が約６割）を踏まえた設定とすること。
・料金設定に当たっては、大人、中高生、小学生、未就学児の４つの区分を基本とし、これに加え事業者の提案により利用者が利用しやすい料金区分とすること。
・未就学児は、現プールと同様に無料とすること。

b　ロッカー（プール施設の附属設備）

・近年公共により整備した類似施設内に設置したロッカーと比較して妥当な水準とすること。

c　屋内遊び場等施設

・屋内遊び場等施設は、時間制とし、１回当たりの時間及び料金を提案すること。
・近年公共により整備した類似施設と比較して妥当な水準とすること。

・利用者が利用しやすい時間設定・料金区分とすること。

・乳児（１歳未満）は、無料とすること。

d　駐車場

・近隣の公共駐車場と比較して妥当な水準とすること。

(ｲ) 留意事項

事業者は、有料公園施設の利用料金を提案し、市と協議の上、利用料金を定めるものとする。

エ　利用促進策の実施

ファミリープールエリアの利用促進を図るため市が設定する以下の目標数値(基準値)を踏まえた各施設の利用者数目標値を提案すること。また、これを達成するための利用促進策を実施すること。

【市の目標数値（基準値）／年度ごと】

区分	プール施設	屋内遊び場等施設
利用者数	１０５，０００人	１００，０００人

7　公の施設の配置及び管理等について

(1) 設置及び管理に関する条例

本事業は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設として整備するため、その設置及び管理に関する条項は、広島市公園条例及び広島市公園条例施行規則で定める。

(2) 指定管理者の指定

本事業は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設として整備するため、地方自治法第 244 条の２の規定に基づき、広島市市議会の議決を経た上で、維持管理業務及び運営業務を担う事業者を指定管理者として指定する。

(3) 公園施設設置管理許可

収益施設整備運営事業等の自主事業の実施に当たっては、都市公園法第 5 条に基づく公園施設設置管理許可を受け実施する。

8　法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守する。

9　契約形態

本市は、本事業に係る施設整備業務、維持管理・運営（指定管理）業務等を一体の事業として発注するため、落札者と基本協定を締結する。

また、本市は基本協定に基づき、設計企業、建設企業、工事監理企業を構成員とする共同企業体（分担施工方式とする。）と「設計・建設等請負工事契約」を締結するとともに、維持管理・運営企業と「指定管理業務に関する基本協定」を締結する。

なお、本事業において SPC（特別目的会社）の設立を必須としない。

【契約形態のイメージ】

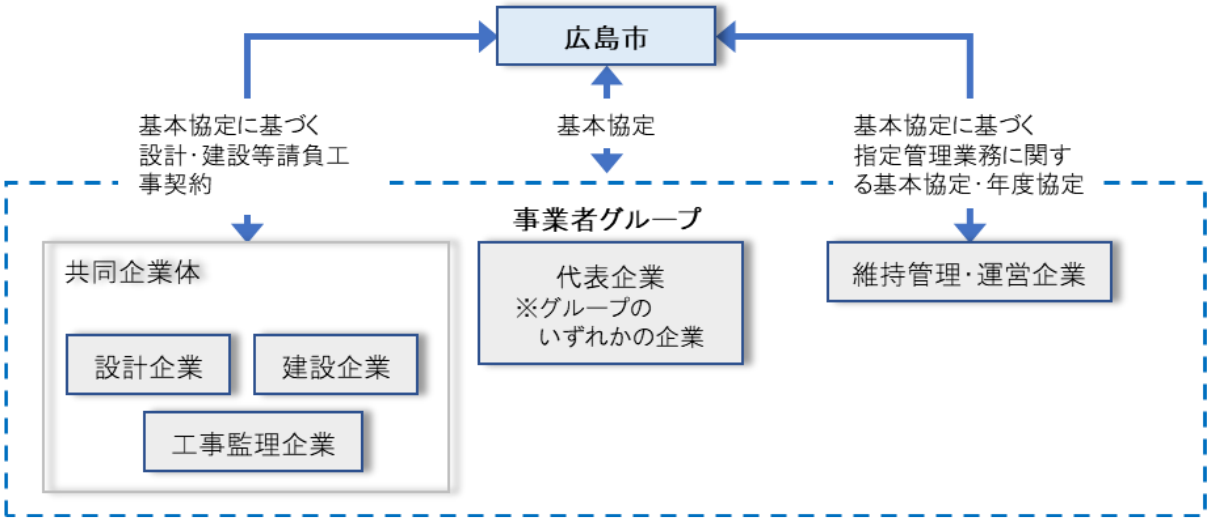

１０　支払い等の条件

(1) 本市が事業者に支払う業務対価等

本市は、事業者（指定管理者）との間で締結する事業契約等に従い、各業務の対価を支払う。

ア　設計・建設・工事監理業務の対価

本市は、本施設の設計・建設・工事監理業務の対価について、設計・建設等請負工事契約においてあらかじめ定める額を支払う。支払いは年度ごとに出来高部分払方式で支払い、本施設の引渡時に残金を一括して支払うことを予定している。

イ　指定管理業務（維持管理・運営業務）の対価

本市は、本施設の指定管理業務（自主事業運営業務を除く。）の対価について、各年度で締結する年度協定に基づき、供用開始から指定管理期間中（20 年間）にわたって月ごとに支払うことを予定している。また、事業者への支払いは、原則、前金払とするが、事業者の申出により、概算払とすることができる。

ウ　有料公園施設の利用料金

事業者は、本事業で設置する公園施設のうち、有料で利用させる施設について、徴収した利用料金を自らの収入とする。利用料金については、広島市公園条例において金額の上限額を定めることとしていることから、落札者が提案した金額に基づき本市と落札者が協議の上設定した額を当該条例改正により定めるものとする。

エ　プロフィットシェア・ロスシェアの導入

有料公園施設の運営の実施に当たっては、利用者の変動による利益とリスクを市及び事業者の双方で分担することを目的として、プロフィットシェア・ロスシェアを導入する。

プロフィットシェア・ロスシェアの考え方は入札説明書にて示す。

(2) 自主事業の実施

指定管理者制度の自主事業については、あらかじめ本市の承認を得た上で、実施するものとする。

収益施設整備運営事業については、都市公園法第 5 条の規定に基づく設置管理許可を受け、自主事業により実施するものとし、事業者の独立採算とする。

ア　公園使用料について

都市公園法第 5 条の規定に基づく設置管理許可を受けた者は、原則、広島市公園条例第 10

条及び別表第5の規定により算出した使用料を支払う必要がある。

なお、収益施設に係る使用料については2分の1を減免する。

イ　プロフィットシェアの適用

設置管理許可を得て実施する自主事業については、当該年度の利益の10%を市に還元するプロフィットシェアを適用する。

第4章　事業者の募集及び選定に関する事項

1　事業者の募集及び選定方法

本事業では、現在と同程度の利用者を受け入れるプール、シンボルとなる大型遊具等を配置する屋外遊び場、いつでも楽しく快適に利用できる屋内遊び場等を整備・管理運営するに当たり、施設の維持管理やサービス向上のための創意工夫、年間を通じた賑わいの創出を促進する提案などを求めるものであるため、事業者の選定方法は、価格とともにこれらの提案内容も評価する「総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2)」とする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2　募集及び選定スケジュール（案）

事業者の募集及び選定スケジュール（案）は、以下の予定である。

日 程	内 容
令和8年10月1日	公告、入札説明書等の交付
10月1日～10月20日	現地説明会の申込期間
10月28日	現地説明会の実施
10月1日～11月5日	入札参加資格等に関する質問の提出期間（随時受付）
11月19日	入札参加資格等に関する質問への回答期限（随時回答公表）
10月1日～11月30日	入札等参加資格確認申請書類の提出期間
12月8日	入札等参加資格審査結果の通知
12月9日～12月11日	入札説明書等に関する質問の提出期間
12月22日	入札説明書等に関する質問への回答期限
12月23日～1月5日	競争的対話の参加申込期間
令和9年1月7日～1月13日	競争的対話の実施
3月15日～3月16日	入札、提案書類の提出期間
3月17日	開札
4月下旬	提案書に係るプレゼンテーション・ヒアリングの実施、落札候補者の選定
4月下旬	落札者決定の通知・公表
4月下旬～7月下旬	基本協定、事業仮契約の締結
10月上旬（予定）	事業契約の締結

3　審査及び落札者の決定

事業者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は入札公告にて示す。

(1) 選定審議会の設置

事業者の選定についての審議及び審査を行うため、学識経験等を有する者で構成する「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市ファミリープールエリア再整備事業選定部会)」（以下「選定審議会」という。）を設置する。選定審議会の詳細は、入札公告時に示す。

(2) 落札者の決定

施設整備業務の入札金額が予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した者及び指定管理業務の提案額が上限額の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

本市は、選定審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(3) 審査結果及び評価の公表

本市は、審査結果を入札参加グループの代表企業に通知するとともに、本市のホームページで公表する。

4　入札等参加者の資格等

(1) 入札等参加者の構成等

ア　入札等参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。)、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。)、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。)、維持管理業務並びに運営業務を実施する者（以下「維持管理・運営企業」という。）を構成員とするグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ　上記アの構成員以外に、上記業務や関連する業務等を行う企業を、必要に応じて協力員としてグループに含めることができる。

協力員として登録する者は、本件入札において他のグループの協力員として重複して参画してはならない。重複が確認された場合は、当該グループの提案を無効とする。

ウ　後記「(3)　入札等参加者の資格要件」を満たす者は、本事業の複数の業務を実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるものとする。

ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本的関係若しくは人的関係（詳細は後記(2)参照。以下同じ。）のある者が兼ねてはならない。

エ　本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。また、グループの代表企業は、落札者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への書類提出及び本市からの通知等の受理については、原則として全てグループの代表企業が行う。

グループの代表企業は事業期間中、原則統一するが、工事完了後、維持管理運営を開始する段階において、別の構成員に交代することは可能とする。この場合、新たな代表企業及び構成員の名称を事業提案書に明記すること。なお、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立は必須としない。

オ　入札等参加者の構成員は、他の入札等参加者の構成員になることはできない。

カ　入札等参加者の構成員のいずれかと資本的関係又は人的関係のある者が、他の入札等参加者

の構成員になることはできない。

(2) 資本的関係及び人的関係

本事業の入札参加の資格要件に関わる資本的関係及び人的関係は次のとおりである。

ア　資本的関係に関する事項

(ｱ) 親会社等と子会社等

(ｲ) 親会社等が同一である子会社等

イ　人的関係に関する事項

(ｱ) 代表権を有する者が同一である会社等

(ｲ) 役員等に兼任がある会社等

(ｳ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

ウ　資本的関係と人的関係の複合的関係

上記ア及びイが複合して該当する会社等

エ　その他（上記ア、イ又はウと同視し得る関係があると認められる次の場合）

(ｱ) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等

(ｲ) 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

(ｳ) 組合とその構成員

(ｴ) 共同企業体又は設計企業体とその構成員

(ｵ) その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

※ 「親会社等」とは、会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）

・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員

・ 組合の理事又はこれらに準ずる者

・ 民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上のものに限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

(3) 入札等参加者の資格要件

ア　共通の参加資格

入札等参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(ｱ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第 2 条の規

定に該当する者でないこと。

(ｲ)　この入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者若しくは本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(ｳ)　広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(ｴ)　建設企業にあっては、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は 除く。）。

詳細は、広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

(ｵ)　広島市建設工事競争入札取扱要綱第 28 条第 3 号イからオまで及び第 5 号アの規定する次のいずれにも該当していないこと。

a　法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(3 号イ)

b　企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(3 号ウ)

c　1 か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(3 号エ)

d　本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3 号オ)

e　本件工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（1 月から 3 月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が 60 点未満である者(5 号ア)

(ｶ)　広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 2 号イからオまでの規定する次のいずれにも該当していないこと。

a　法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(2 号イ)

b　企業実態調査実施要領（平成 11 年 4 月 1 日施行）に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(2 号ウ)

c　参加資格確認日の前 1 か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(2 号エ)

d　本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(2 号オ)

(ｷ)　会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認

定を受けたものを除く。）でないこと。

(ｸ)　手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者でないこと。

(ｹ)　以下の本事業の公募に係る支援業務の受託者及びその協力関係にある者（以下「受託者等」という。）又は当該受託者等と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

・合同会社 デロイトトーマツ

・阪急コンストラクション・マネジメント株式会社

・シティユーワ法律事務所

・合同会社ツナグラボ

なお、今後、別の支援業務を委託することから、当該業務の受託者等についても同様とし、当該業務の受託者等については、本市ホームページにて通知する。

(ｺ)　選定審議会（後記 8(1)を参照）の委員又は委員が所属する企業と資本的関係又は人的関係がある者でないこと。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

イ　個別の参加資格

入札等参加者の構成員である設計企業、建設企業、工事監理企業及び維持管理・運営企業は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たす者でなければならない。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとするが、工事監理企業は、本事業の建設企業ではないこと又は本事業の建設企業と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

(ｱ)　設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、c から e までについてはいずれかの企業が要件を満たすこと。

a　建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

b　令和 7・8 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記「7　本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加」のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、「(ｲ)　建設企業」の「a　建築工事」の全ての要件を満たす建築工事を担当する建設企業が設計業務を担う場合、この限りではない。

c　平成 23 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡しが完了した、延べ面積が 1,400 ㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の設計業務の実績を有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

d　平成 23 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡しが完了した、水泳又は遊泳利用に供することを目的とした屋内プール又は屋外プールの新築工事の設計業務の実績を有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

e　管理技術者及び照査技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の雇用が必要）があり、「(3)　配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を当

事業の建設工事が完了するまでの期間を通して配置できること。また、管理技術者は事業期間のうち設計期間中（全ての実施設計図書の確認が完了するまで）は専任で配置できること。

(ｲ) 建設企業

建設企業は、次に定める「建築工事」、「電気工事」、「管工事」の全ての工種における全ての要件を満たすこと。

建設企業は、特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）又は単体企業とする。

特定 JV の場合は分担施工方式によるものとし、建築工事に限り共同施工方式による共同企業体とすることができる。また、特定 JV の代表企業は建築工事を担当する者とし、構成員数等は次のとおりとする。

（分担施工方式のみによる場合）

構成員数

・特定 JV の構成員数は 2 者又は 3 者とする。

（建築工事を共同施工方式にする場合）

構成員数

・特定 JV の構成員数は 5 者までとする。

・建築工事の構成員数は 2 者又は 3 者とする。

・電気工事及び管工事の共同施工方式は認めない。

建築工事の構成員の出資割合

・代表となる構成員の出資比率が最大であること。

・構成員が 2 者の場合、出資比率は 30%以上であること。

・構成員が 3 者の場合、出資比率は 20%以上であること。

また、単体企業又は特定 JV の全ての建設企業の構成員が、本事業の建設業務に対応する建築工事業、電気工事業又は管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第 26 条第 1 項から第 5 項（第 3 項ただし書及び第 4 項を除く。）までに規定するものとする。なお、本事業の建設業務は特例監理技術者（同法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

特定 JV の場合は、特定 JV の代表企業が監理技術者及び現場代理人を配置できること。

a 建築工事

建築工事を担当する建設企業は、次の全ての要件を満たすこと。ただし、特定 JV の場合、(c)の要件は特定 JV の代表企業が満たすこととし、(e)の要件はいずれかの企業が満たせばよい。

(a) 令和 7・8 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が「建築一式工事」で認定されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記「7 本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加」のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

(b) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 900 点以上の者であること。

(c) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基

準日とする建設業法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 の規定による経営規模等評価結果通知書･総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,200 点以上の者であること。

⑷ 平成 23 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡しが完了した、延べ面積が 2,200 ㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の施工実績を有すること。なお、特定 JV の場合の施工実績は、特定 JV の代表企業は延べ面積が 1,400 ㎡以上、代表企業以外の構成員は延べ面積が 850 ㎡以上とし、代表企業以外の構成員が 2 者の場合、施工実績の延べ面積は、その 2 者の合計値が満たしていればよい。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 20%以上のものに限る。

⑸ 平成 23 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡しが完了した、水泳又は遊泳利用に供することを目的とした屋内プール又は屋外プールの新築工事の施工実績を有すること。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合 20%以上のものに限る。

⑹ 主任技術者又は監理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の雇用期間が必要）があり、「⑶ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を専任で配置できること（本体工事の施工に着手するまでの期間（本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。）。

⑺ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

b 電気工事

電気工事を担当する建設企業は、次の全ての要件を満たすこと。

⑻ 令和 7･8 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が「電気工事」で認定されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記「7 本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加」のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

⑼ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。

⑽ 技術者について、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の雇用期間が必要）があり、「⑶ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を配置できること。

c 管工事

管工事を担当する建設企業は、次の全ての要件を満たすこと。

⑻ 令和 7･8 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が「管工事」で認定されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記「7 本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加」のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の管工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。

⑹　技術者について、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）があり、「⑶　配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を配置できること。

(ｳ)　工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、cからeまでについてはいずれかの企業が要件を満たすこと。

a　建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

b　令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記「7　本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加」のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

c　平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡しが完了した、延べ面積が1,400㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の工事監理業務の実績を有すること。ただし、工事監理共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

d　平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡しが完了した水泳又は遊泳利用に供することを目的とした屋内プール又は屋外プールの新築工事の工事監理業務の実績を有すること。ただし、工事監理共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

e　管理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用が必要）があり、「⑶　配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を建設業務の期間中に専任で配置できること。

(ｴ)　維持管理・運営企業

維持管理・運営企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務及び運営業務を実施する場合、d についてはいずれかの企業が要件を満たすこと。

a　労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている者でないこと

b　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している者でないこと

c　広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過していない者でないこと（ただし、不可抗力による場合を除く。）。

d　平成23年4月1日以降に、水泳又は遊泳利用に供することを目的とした常設のプール事業等に係る運営実績を有すること。

⑷ 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、特記無き限り、複数業務の兼任及び建設企業に属する者が工事監理業務を行うことは認めない。

ア　管理技術者（基本設計・実施設計）の資格

管理技術者は、次に掲げる①②の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

② 「⑶ 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(ｱ) 設計企業」の c に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

イ　照査技術者（基本設計・実施設計）の資格

照査技術者は、次に掲げる①②の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

② 「⑶ 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(ｱ) 設計企業」の c に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

ウ　管理技術者（工事監理）の資格

管理技術者（工事監理）は、次に掲げる①②の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

② 「⑶ 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(ｳ) 工事監理企業」の c に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

エ　設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（意匠））の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（意匠））は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

オ　設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（構造））の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（構造））は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建築士法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有するものを配置できること。

カ　設計業務及び工事監理業務の担当技術者（電気設備）の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（電気設備）は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有するものを配置できること。

キ　設計業務及び工事監理業務の担当技術者（機械設備）の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（機械設備）は、次に掲げる①の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有するものを配置できること。

ク 主任技術者又は監理技術者等の資格

建設企業の建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者は、それぞれ次に掲げる①～②の要件を満たすこと。なお、当該主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

① 建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第 26 条第 1 項から第 5 項（第 3 項ただし書及び第 4 項を除く。）までに規定するものとする。なお、本事業は特例監理技術者（同法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

②「⑶ 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(ｲ) 建設企業」の「a 建築工事」の(d)に掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。）。

共同企業体の場合は、各構成員が、当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。監理技術者を配置するときは、共同企業体の代表者は必ず監理技術者が配置できること。なお、電気工事業及び管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者については、兼任を認める。

単体企業の場合は、当該工事に対応する電気工事業及び管工事業に係る国家資格を有する担当技術者を配置できること。ただし、電気工事業又は管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置する場合は、当該担当技術者の配置を要しない。なお、電気工事業及び管工事業に係る技術者については、兼任を認める。

上記の建設企業の技術者については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の雇用期間が必要）があるものであること。

ケ 現場代理人

現場代理人は、「⑶ 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(ｲ) 建設企業」の「a 建築工事」の(g)の規定による。

(5) 入札参加資格の確認

前記⑶の「ア 共通の参加資格」及び「イ 個別の参加資格」に係る入札参加資格確認の基準日は、入札参加資格審査確認書類の受付締切日とする。なお、入札の公告日から備えておくべき資格については、入札の公告日から入札参加資格確認の基準日までの期間においても備えていることを要件とする。

また、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札等参加者の構成員が上記入札等参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、グループの代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、グループの代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市と協議の上、本市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き

有効とする。

(6) 法定雇用障害者数（注 1）を達成していない申請者が提出する書類（指定申請者のみ）

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（令和 8 年 6 月 1 日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（注 2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とする。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告すること。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、本市ホームページにて公表する。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行う。

(注 1) 「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に基づき算出されたものをいう。

(注 2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成すること。

(7) 障害者雇用状況報告書等の提出（指定申請者のみ）

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は障害者雇用状況報告書を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出すること。

障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りすること。

(8) 事業所調書兼実体調査同意書の提出（指定申請者のみ）

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書を提出すること。本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等がある場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出すること。

5　入札等参加者に求めること

本事業の実施に当たっては、広島市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地元経済の振興に配慮すること。

6　本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加

前記 4(3)イで個別の参加資格要件として定める本市の入札参加資格を有していない者が、本件入札に参加するためには、次のとおり申請書等を提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

申請期間や申請方法については、入札説明書にて示す。

第５章　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及び低廉で質の高いサービスを提供できることを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

２　予想されるリスクと責任分担

本市と事業者とのリスク分担は、原則として次のリスク分担表（案）によることとする。

〈リスク分担表（案)〉

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明書等の変更リスク	入札説明書等の誤り及び内容の変更	○	
	入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○
	事業内容の変更	市の施策等の変更により、事業の内容を変更する場合	○	
	不可抗力	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生による損害（一定の範囲内の損害）		○
		天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生による損害（一定の範囲を超える損害）	○	
	第三者への賠償	市の帰責事由により損害を与えた場合	○	
		事業者の帰責事由により損害を与えた場合		○
	物価変動	施設供用開始前のインフレ・デフレ（一定範囲の物価変動は事業者が負う）	○	○
		施設供用開始後のインフレ・デフレ（一定範囲の物価変動は事業者が負う）	○	○
	事業の中止・延期	市の帰責事由により本事業を中止･延期した場合	○	
		事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		その他広く事業者一般に影響を及ぼす法令の新設・変更等		○
	税制変更	管理経費に直接的に影響を及ぼす税制度の新設・変更等（消費税等）	○	
		上記以外の税制度の新設・変更等（法人税、固定資産税等）		○
	許認可取得遅延	市の帰責事由による遅延	○	
		上記以外の事由による遅延		○

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	近隣対応リスク	本事業を行うこと自体に対する反対運動・訴訟等による計画遅延、条件変更、稼働停止、又は費用増大等	○	
		上記以外の周辺住民等の対応		○
	環境保全リスク	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	構成員の能力不足等	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	契約の未締結・遅延	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		議会の議決が得られない場合	○	
		上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
設計・建設・工事監理	測量・調査、解体・撤去	市が実施した測量及び地質調査、解体、撤去に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、調査、解体、撤去に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	市の帰責事由により変更する場合	○	
		事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
	第三者への賠償	市の帰責事由により損害を与えた場合	○	
		事業者の帰責事由により損害を与えた場合		○
	用地	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		○
		事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	○	
		上記以外の事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの		○
	地質・地盤	市が実施し、公表した地質調査等の資料から予測可能なもの		○
	工事遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	市の帰責事由によるもの	○	
		事業者の帰責事由によるもの		○

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
設計・建設・工事監理	要求性能未達	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	工事監理の不備により、工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
開業準備・維持管理・運営	事業内容変更リスク	市の帰責事由による事業内容等の変更によるもの	○	
		事業者の帰責事由による事業内容等の変更によるもの		○
	施設損傷リスク	劣化による損傷、事業者の運営業務・維持管理業務に起因する施設の損傷		○
		市の帰責事由による施設の損傷	○	
	施設瑕疵リスク	使用開始後 2 年以内（ただし、事業者に故意・重過失がある場合は 10 年以内）に、瑕疵が見つかった場合		○
		使用開始後 3 年目以降に、瑕疵が見つかった場合（但し、経年劣化と認められるものは除く）	○	
	性能リスク	要求水準未達		○
	維持管理・運営費 増大リスク	市の帰責事由による事業内容等に起因する維持管理及び運営費の増大	○	
		上記以外の要因による維持管理及び運営費の増大		○
	利用料金収入	市の帰責事由による事業内容、用途変更等に起因する収入に関するもの	○	
		上記以外の事由に関するもの	○	○
	運営リスク	利用者（参加者）の事故 利用者（参加者）とのトラブル		○

第６章　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的な措置に従う。また、契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第７章　その他事業の実施に関し必要な事項

１　議会の議決

本市は、本事業の契約に関する議案を、広島市議会定例会に提出する予定である。

２　情報提供

本事業に関する情報提供は、本市のホームページ等を通じて適宜行う。